

障害福祉サービスの提供等に係る 意思決定支援ガイドライン研修

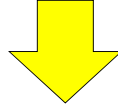
科研費「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」班

気づきグループワーク

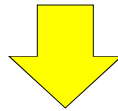
「意思決定支援」の主体は当事者であることを再認識するための気づきを促す、アイスブレイクを兼ねたグループワークです。
座席の左右・前後で3～4人ごとのグループになり、自己紹介します。握手して自己紹介し合うと、アイスブレイクとしてはより効果的です。

Supported Decision Making

3



**「意思決定支援」をする
主体は誰でしょう**



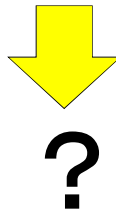
?

意思決定支援をする主体は、支援者

Supported Decision Making

4

**「支援された 意思決定」をする
主体は誰でしょう？**



「支援された意思決定」をする主体は、本人

**私には、意思決定をする
権利があります。**

誰でも、自分の意思は自分で決める権利がある。

（一人で意思決定することが難しい場合）

6

**私には、支援された意思決定
をする権利があります。**

一人で意思決定することが難しい人は、支援された意思決定をする権利がある。

**意思決定をする
主体は本人**



支援者はサポーター

意思決定をする主体は本人であり、支援者は本人が意思決定するサポーター

「意思決定支援」は、 目的ですか？手段ですか？

意思決定支援は、目的か手段か考えましょう。もちろん、目的ではなく手段です。

「意思決定支援」の、 目的は何ですか？

意思決定支援の目的は、本人が意思決定できることです。

リスクを抜きに意思決定について考えることはできません。意思決定は、本質的にリスクを含んでいます。

10

- ① あなたの人生の中で、例えば、親や周囲の人から反対されたけれど、それを押し切って意思を決定した経験があったら、それをグループで共有してください。また、そのことを振り返って、今どのように感じていますか。

意思決定を自分のこれまでの経験に引きつけて考えてみましょう。

- ② あなたのこれまでの利用者への支援の中で、本人の意思決定に基づいて支援した事例があったら、どんなことでも良いので思い出し、グループで共有してください。
- ③ さらに、あなたの人生における経験と同じように「リスクを冒しても意思決定した」ことを支援した、と感じた事例があったら思い出し、グループで共有してください。

自分の支援経験の中で、本人の意思決定を支援した事例を振り返りましょう。また、リスクを冒しても意思決定支援をした経験があれば振り返ってみましょう。

④ あなたのこれまでの利用者への支援の中で、本人の意思ではなく、本人以外の他者の意思に基づいて支援内容を決定した事例があったら思い出してください。

- ・それは、誰の意思でしたか。
- ・なぜ、本人ではなく、その人の意思に基づいて決定したのですか。
- ・その時に、思ったり感じたりしたことがありましたか。

これらのことを、グループで共有してください。

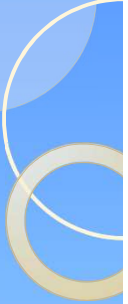
本人の意思ではなく、他者決定による支援をした経験を振り返りましょう。このことを自覚した上で研修に臨みましょう。

**あなたも、あなたの支援を受けている人も、
一度限りの人生を生きていることを忘れないでください。**

誰にとっても一度きりの人生を自分で決めて生きる、ということを、自分も利用者も当たり前の原理として認識して上で研修に入りましょう。

事例から見る「意思決定支援」 — 意思決定に対する阻害要素とは？ —

障害福祉サービスの提供等に係る意思決定支援
ガイドラインテスト研修



「意思決定を支援するかかわり」 について考えてみましょう

事例①「権利」に関する事例

事例②「支援付き意思決定と代行決定」の
経験に関する事例

事例③「意思決定におけるリスク」の経験
に関する事例

の中から選択して、20分程度グループワーク
を行います。

その人の意思決定を阻む要素は何か、考えて
みてください。

15

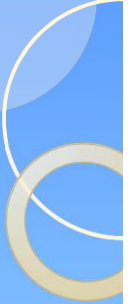
事例を通した検討は、意思決定支援の阻害要因ということに焦点化して実施してください



事例①長期入院しているAさん（60歳）

長期入院している人の退院を進めるという病院の動きの中で、Aさん（60歳）が候補となりました。長期入院となっている患者さんの中ではまだ若く、激しい症状が消退しているというのがその理由です。

Aさんは、突然、これまでかかわりのなかったソーシャルワーカーから「退院しませんか」と言われました。20年以上も入院生活を送ってきて、今の生活に大きな不満はありません。それよりも変化している社会の中でひとりで生活するということへの不安の方が大きいので、どうしていいのか、自分でもわかりません。



「意思決定を支援するかかわり」 について考えてみましょう

事例①「権利」に関する事例

事例②「支援付き意思決定と代行決定」の
経験に関する事例

事例③「意思決定におけるリスク」の経験
に関する事例

の中から選択して、20分程度グループワーク
を行います。

その人の意思決定を阻む要素は何か、考えて
みてください。

17

事例を通じた検討は、意思決定支援の阻害要因ということに焦点化して実施してください

事例②学童保育に通いたいBちゃん

Bちゃんは来春、小学生になります。そこで、保育園のお友達が多く通う小学校に併設する学童保育の利用を申請しましたが、一度もBちゃんやお母さんに会うこともないまま、却下の通知がきてしまいました。

問い合わせたところ、場所が狭くて、利用する児童が多いので「コミュニケーションがとれず、車椅子が必要なBちゃんの安全が確保できない」というのが主な理由でした。

「Bちゃんは、”お母さん“と呼ぶことはあるのですか」と聞かれたので、言葉で母と呼ぶことが無くても、Bちゃんは周りの事を良く理解していることや自らの意思や考えていることはあることを伝えましたが、担当の職員の理解を得ることができませんでした。

18

本事例は、児童が学童保育を利用している事例である。思決定支援ガイドラインは、成人の障害福祉サービスを利用している方を対象としているが、ここでは、意思決定阻害する要因を話し合うための事例としての提示であることを説明してください。

事例③ディズニーに行きたいCさん

Cさんはグループホームに入所しながら、就労継続支援B型事業所に通っています。

定期的に行っているCさんの関係者会議でのことです。相談支援専門員から「これからの希望ややりたいことはありますか？」と聞かれ、Cさんは「ディズニーランドに行きたい」と答えました。

それに対してグループホームのサービス管理責任者からは、「この前もCD買いすぎてお金がないじゃない。ディズニーランドに行くには新幹線と電車を乗り継いで行くんだから、一人じゃいけないのよ」という発言がなされ、話はそこで、終わってしまいました。

19

この事例では、意思決定の結果起こりうるリスクを考えていきます。

しかし、リスクばかりに目が行くことで、実際にその方の希望がどこにあるのか、希望の背景にあるものが何かを見失いがちになります。

後半のサービス提供責任者のやや否定的にとれるやり取りを強調して、次の意思決定支援を支えるかわりに入るといいでしょう。



意思決定を支援するかかわり 支援例

20



事例①長期入院しているAさん（60歳） 「権利」に関する事例 —意思決定を支援するかかわり—

突然の退院話に困惑しているAさんの様子をみて、ソーシャルワーカーはということが不安なのか、じっくり話を聞いてみました。

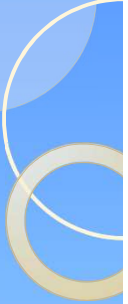
発病してから入退院を繰り返し、家族にずいぶん負担をかけたこと、親孝行もできないまま両親が亡くなり、面会や外出もないまま20数年が過ぎてしまったことなど…今の社会がどう変化しているのかがわからないという不安が大きいことがわかりました。



そこで、Aさんと同じように長期入院していた経験をもつピアサポーターのYさんに病棟に来てもらい、退院する時にどういうふうに退院したのか、退院してからの苦労や楽しみなどを話してもらいました。

Yさんは囲碁や俳句が好きで、退院してから、地域の高齢者の方が集まる憩いの家に毎日のように通って、趣味を楽しんでいることを話してくれました。もちろん、自分で身の回りのことをすべてやるのは大変だけど、ヘルパーさんに手伝ってもらっているとも言っていました。

Aさんも囲碁や将棋が好きで、病棟では右に出る人がいないような腕前です。Yさんの話で少し、退院してからの生活がイメージできるようになってきたようです。

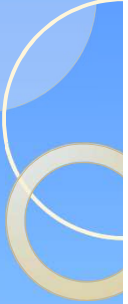


事例②学童保育に通いたいBちゃん 「支援付き意思決定と代行決定」の経験に関する事例 一意思決定を支援するかかわりー

Bちゃんは学童保育に行って、本当に楽しいのか。どんな風に感じるのか試してみることを提案し、体験利用の機会を作りました。

子どもたちに囲まれ、笑顔で過ごしていBちゃんの姿が見られ、顔見知りの子どもたちが「Bちゃんが笑っている時は、いろいろと話をしている時だよ」と職員たちに説明してくれました。

また、母親が発作対応の方法をわかりやすく書いた資料をつくり、職員たちに伝えました。



関係者が集まる会議では、ヘルパーさんから、疲れはあるものの、学童利用後に帰宅したときに、「今日は友達と何をして遊んできたの」と聞くと、声を大きく出して、笑顔で説明しようとしたり、得意げな表情を見せてくれたと報告がありました。

行政も、Bちゃんと保護者が学童利用を希望していること、また、それを拒む理由はない前提に立ち戻り、Bちゃんがどうすれば安全に学童保育利用のための具体的環境整備を進めていくかの検討をしてくれることになったのです。

事例③ディズニーに行きたいCさん

「意思決定におけるリスク」の経験に関する事例 一意思決定を支援するかかわりー

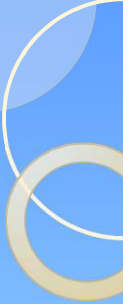
いつもサービス管理責任者からは、お金の使いすぎだと注意され、あれもダメ、これもダメと言われてしまいます。Cさんは今回も同じだと思っていたが、相談支援専門員が「Cさんはどうしてディズニーランドに行きたいの？」と聞いてくれました。

「雑誌で大好きなアイドルがディズニーランドに行っている記事を見て、ずっと前から行きたいと思ってたんです」そう答えると今度はサビ管に向かって「Cさんは全然お金がないんですか？」と尋ねました。「全然というわけじゃないけど…ディズニーランドに行ったら、かなりお金がなくなっちゃいますよ」という返答がもどってきました。

25

サービス提供責任者の投げかけはあくまでも例示です。

日々の支援の中で、このような投げかけになっていることはないことはないでしょうか？（受講者へ日々の支援を振り返ってもらうような間を作る。）



「じゃあ、行けるくらいのお金はあるんですね。Cさんは東京に行ったことはあるんですか？」相談支援専門員からそう聞かれたので、「東京まではEさんと一緒に行ったことがあります。Eさんは電車のことだから…」とCさんが答えました。

「そうなんですね…すぐというわけにはいかないかもしれませんが、ディズニーランドに行くために、日ごろのお金の使い方少し考えたり…これからいろいろと話していきませんか？」

そう相談支援専門員から言われ、夢がかなうかもしれないとCさんはうれしくなりました。

26

意思決定支援を支援する関わりの中では、支援者も当事者からの投げかけを前向きに捉え、希望のみに焦点を当てるのではなく、背景などにも目をやり、実現のための検討を深めていく必要があります。

意思決定を阻む要素とは...

- 話せなければ言葉がないと思ってしまう
- 表明がなければ、意思がないと思ってしまう
- 障害があることで、達成できる能力がないと判断してしまう

→本人の可能性を信じることができない

その理由はどこにあるのでしょうか

サービス提供
機関の事情・
利益優先

安全を保障できない
責任を持ちかねる
(リスク回避)

情報・経験の不足

逆に先回りして
代行してしまう
(パターンリズム)

「意思決定支援」における 基本的考え方

障害福祉サービスの提供等に係る意思決定支援
ガイドラインテスト研修

意思決定支援とはなんだろう？

29

- 「意思決定支援」という言葉は、どのような法律で使われていますか？
- 「どんな人にも意思決定／意思表示の力がある」について、あなたはどのように考えますか？
- 「本人の意思を尊重する」とこととの違いは何でしょうか？
- あなたが「意思決定支援」を使ったり意識したりしている経験を思い出してみましょう。

(参考) Yahoo!ニュース特集「本当は何を望んでいるの？」
—認知症高齢者 その意思はどこに 2017/10/26(木) 配信
<https://news.yahoo.co.jp/feature/795>

- ・「意思決定支援」という言葉は障害者基本法ほかの法律でも使われています。
- ・しかし、言葉の指し示す意味が相手と食い違い、困惑する経験もあるのではないのでしょうか。未だ多様に用いられています。
- ・本研修における「意思決定支援」の意味は、後ほど簡単に紹介します。
- ・「どんな人にも意思決定／意思表示の力がある」という主張について、考えてみましょう。これもやはり意思決定や意思表示をどのように考えるかによって幅があります。しかし、少なくとも私たちは本人の意思を十分に受け止めないまま、「この人には意思がない」とみなす間違いがたいへん多いという指摘は、謙虚に受け止めなければなりません。→(例)国連・障害者権利条約の一般的意見1号、英国意思決定支援法(MCA)の原則、このスライド参考のYahooニュース動画(2017/10/26配信)
- ・また、近い言葉として「本人の意思の尊重」があります。これとの比較も考えたり話し合ったりしてみましょう。→(例)意思決定支援は、相手の意思を尊重することに加えて、その人の意思を決定するための支援も行う。等

追記

- ・また、なぜ“志”ではなく“思う”ほうの「意思」なのか、時間があれば考えてみてください。(例)“志”のような明確な考えや主張だけを対象としていない。一般的に「意思決定」という言葉がある。法律を考えると「意思」という言葉が使われている。等

「支援付き意思決定」と 「代理代行決定」を区別する

30

- 支援付き意思決定 = supported … (1)
(サポート：支援する)
→他の人の支援を受けながら、本人が意思決定すること。

代理代行決定 = substitute … (2)
(サブスティテュート：とって代わる、代わりにやる)
→本人に成り代わって他の人が意思決定をすること。

- (1) ができないときに、(2) を考える
(意思決定支援から見ると、成年後見は“最後の手段”)

・一般に使われている意思決定支援を整理すると、そこには「支援付き意思決定」と「代理代行決定」の2つの関わり方が含まれていることがわかります。現在は、この2つが混乱して使われていることがあります。

・「支援付き意思決定」…他の人の支援を受けながら、本人が意思決定すること。決定するのはあくまでも本人。→supported decision-making

・「代理代行決定」…本人に成り代わって他の人が意思決定をすること。→substitute decision-making

・国際的にもこの2つは分けて理解されています。また、(1)ができないときに初めて(2)を考えると原則も同じです。ただし、国によって(1)から(2)に「いつ移るのか」の考え方は異なっています。日本はまだ(2)が大きいとされています。

支援付き意思決定と代理代行決定は 何が違うの？－「意思決定支援」定義の再考－

厚生労働省発出の技術的助言（平成29年3月31日付）
「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」でも用いられている

いわゆる『意思決定支援』

支援付き意思決定（の支援）＝ **本人が**意思決定主体

代理代行決定＝ **第三者が**意思決定主体

「客観的最善の利益」に基づく「意思決定支援」では・・・**本人意思が引っ張られる？**

31

- ・今の説明を、もう一度このスライドで確認しましょう。
- ・「意思決定支援」という言葉は、平成29年3月31日付障発0331第15号として出された「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」でも使われていますが、この言葉の中に2つの考え方が含まれています。しかしこの通知が発出されたときには研究が進んでおらず、意思決定支援の概念が未分化なままでした。私たちは、いわゆる「意思決定支援」には少なくとも2つの関わり方に分けることが必要で、現在はこれらが混在していることに問題があると考えています。
- ・前のページとこのページで示しているように、支援付き意思決定(supported decision-making)は本人が意思決定の主体です。いっぽう、代理代行決定(substitute decision-making)は第三者、つまり本人ではない誰かが意思決定を行います。
- ・私たちはこの研修で、「支援付き意思決定」を【本来的な】意思決定支援と考えています。しかしこの点が曖昧なままだと、語られている「意思決定支援」が代理代行決定のことを指していたり、あるいはいわゆる「意思決定支援」として使われることがあるので、注意してください。
- ・なお、本来的な意思決定である支援付き意思決定のときには、本人の「表出された意思・心からの希望」(expressed wish)が重要となり、代理代行決定のときには「最善の利益」を基本として考えることになるのですが、これは次のスライドから話していきます。
- ・代理代行決定は、第三者が意思決定の主体となる。

3つの考え方(基本理念・原則)

33

- 最善の利益(ベスト・インタレスト)
 - ▣ 代理代行決定に関する考え方
- 意思と選好に基づく最善の解釈
 - ▣ 代理代行決定～支援付き意思決定に関する考え方
- 本人から表出された意思・心からの希望(エクスプレス・ウィッシュ)
 - ▣ 素からの意思
 - ▣ 支援付き意思決定に関する考え方

いわゆる意思決定支援を考える際に、基本となる理念或いは原則としては3つあると考えています。

ここではその3つについて簡単に示します。

「最善の利益」(best interest)原則は、その人の利益が最も高くなるように他者が配慮するという原則です。以前から採用されることもあるので、比較的馴染みがあるかもしれません。言わば他人が「良かれと思って」支援する考え方に近いと言えます。

「意思と選好に基づく最善の解釈」(Best Interpretation of Will and Preferences)は、本人の意思や選好を十分に収集し、それらに基づいて他者が判断することです。国連・障害者の権利条約等で示されました。「選好」(preferences)は明確な定義が記載されていませんが、ここでは「意図的・非意図的であるかを問わず本人から発信される、好き・嫌いなどを表す諸情報」と考えます。

「表出された意思・心からの希望」(expressed wish)原則は、本人から表出された意思に基づき、また最も高い優先順位を置いて支援する考え方です。もともと南オーストラリアの実践で示された用語を使っていますが、考え方自体はどのような実践でも見出すことができます。

なおスライドにあるとおり、「最善の利益」原則は、代理代行決定の際に用いる原則です。いっぽう、「表出された意思」原則は、支援付き意思決定の際に用いる原則です。「最善の利益」原則が支援付き意思決定支援のときに用いられることはありません。なぜなら、他の人が配慮し判断することが既に代理代行決定になるからです。

そして「意思と選好に基づく最善の解釈」原則は、両者の中間に位置します。他者が考え決める手続きからすれば、代理代行決定と言えるでしょう。この3つの違いは後述します。

国連・障害者権利条約

34

- 『医学モデル』から『社会モデル』へ
- 合理的配慮
- 障害のあるすべての人々が他の人と平等に、自ら選択することのできる機会を保障
…自ら選択する
- 地域社会の中で生活する権利、本人にとって意味のある生活を送ることを保障
…自分のことを自分で管理・統制できる

→自己選択と管理（自分で決めて、自分で管理）

日本のみならず各国で意思決定支援が重要視されるようになった背景のひとつとしては、国連・障害者権利条約を挙げることができます。この条約は、すべての障害のある人が様々な場面と立場においてその自由と人権が尊重されることを謳い、各国（締約国）がこれを守るべきことを述べています。ここで提示された基本的な考え方として、いわゆる社会モデルや合理的配慮などがあることはご承知のことと思います。

また各条文から、障害のある人が自ら選択し、自分の暮らしや生き方を自分でコントロールできる、すなわち自己選択と管理（自分で決めて、自分で管理；Choice and Control）が重要視されていることが読み取れるのではないかと思います。このことを踏まえて、意思決定支援に関する第12条を見てみましょう。

国連・障害者権利条約12条

35

1 締約国は、障害のある人が、すべての場所において、法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。

2 締約国は、障害のある人が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。

3 締約国は、障害のある人がその法的能力の行使に当たり必要とする支援にアクセスすることができるようにするための適切な措置をとる。

4 締約国は、国際人権法に従い、法的能力の行使に関連するすべての措置には濫用を防止するための適切かつ効果的な保護が含まれることを確保する。当該保護は、法的能力の行使に関連する措置が障害のある人の権利、意思及び選好を尊重すること、（後略）

権利条約12条は、障害のあるすべての人が、法の前に人として平等に権利を有していることを述べています。また法的能力があることや、その権利を行使するために必要な支援にアクセスできるようにすべきであることなどが記されています。第2項の「法的能力」(legal capacity)には基本的な権利能力(human rights)だけでなく法的権利を行使する能力(capacity to act)も含まれていると国連・障害者権利委員会などでは主張しています。すなわち、権利が単に保障されているだけではなく、実際に権利を行使できることまで含めているようです。ただしこの解釈は国によって開きがあります。

加えて、第3項の必要とする支援にはいわゆる意思決定支援が含まれていること、また第4項には権利、意思および選好(the rights, will and preferences)の言葉が記されていることをここでは指摘していきたいと思います。

国連・障害者権利委員会

一般的意見1号(条約第12条)

36

- para21. 著しい努力がなされた後も、個人の意思と選好を決定することが実行可能ではない場合、「意思と選好に基づく最善の解釈」(best interpretation of will and preferences)が「最善の利益」の決定に取ってかわらなければならない。これにより、第12条第4項に従い、個人の権利、意思及び選好が尊重される。「最善の利益の原則は、成人に関しては、第12条に基づく保護措置ではない。障害のある人による、他の者との平等を基礎とした法的能力の権利の享有を確保するには、「意思と選好」のパラダイムが「最善の利益」のパラダイムに取ってかわらなければならない。

(公益財団法人日本リハビリテーション協会訳、原文挿入は筆者)

障害者権利委員会では、障害者権利条約の各条文について、詳しい見解の表明を行っています。その1番目に発表されたのが12条に関するものでした。この日本語訳は日本リハビリテーション協会の提供する「障害保健福祉研究情報システム」(DINF)に掲載されていますのでご覧ください。ここでは一部を抜粋します。

下線部に注目すると、一般的意見1号では、「最善の利益」原則ではなく、「意思と選好に基づく最善の解釈」原則を用いなければならないと主張していることがわかります。

優先順位による整列

37

- 表出された意思・心からの希望(エクスプレス・ウィッシュ)



- 意思と選好に基づく最善の解釈



- 最善の利益(ベスト・インタレスト)

一般的意見1号には「表出された意思・心からの希望」(expressed wish)の言葉は出ていませんが、すでにお話したように、これは支援付き意思決定(supported decision-making)に関する原則ですので、スライド#30で見たように、最も最初に試みるものです。従って以上から優先順位に基づいて整理し直すと、このようになることがわかります。確認しましょう。なおオーストラリア連邦では法改革委員会によって国レベルの意思決定原則が提案されており、その中でもこの優先順位が示されていることを併せて申し上げます。

(客観的)最善の利益 VS 本人の表出された意思・心からの希望

映像で学ぶ パート1

～【客観的最善の利益(良かれと思つての発想)】で
意思決定支援をしようとする?～

出典:

埼玉県立大学

平成29年 教育用e-learningコンテンツ

保健医療福祉学部 社会福祉子ども学科 社会福祉学専攻

小川孔美先生との協力により作成

<https://www.youtube.com/watch?v=1KJxRTYz09c&feature=youtu.be>

違いを具体的に確認するための映像を紹介します。YouTubeにもアップロードされているので、参照ください。

ここでは、客観的な最善の利益原則と、本人の表出された意思を比べています。“客観的”とあるのは“主観的な”最善の利益も考えられるからなのですが、#108で詳しく解説しておりますので、割愛します。より明確に違いが出るように設定したと考えてください。

最善の利益に基づく「意思決定支援」？

39

「客観的最善の利益」（ベスト・インタレスト）型視点に基づく意思決定支援の場合、以下の本人の意思に対してどのような対応の仕方になるか考えてみましょう。

- 1 働きたいと思っているあかねさん（自閉症）**
- 2 ひとり暮らしをしてみたいと思っているゆうこさん（精神疾患）**
- 3 もう一度花を育ててみたいと思っているお春さん（認知症：軽度）の場合**

3名の例が出てきます。それぞれ本人意思に対して支援者がどのように言葉かけし、支援しようとするかをご覧ください。

Best Interest 【最善の利益】 あかねさん（自閉症）の場合

（視聴後）ここでは敢えて違いがわかるように極端な言葉掛けをしていただきました。実際にはここまであからさまではないと思いますが、私たちも身の回りでどのようにご本人の意思と関わっているか、「良かれと思って」最善の利益の観点からの支援を優先していないかどうか、考えてみてください。

もちろん「最善の利益」がまったく使われないわけではないのですが、優先順位を間違えると、本人意思を軽視し、第三者の意見に引っ張られてしまう恐れがあることは確認していただきたいと思います。

	表出された意思、 心からの意思(エクス プレス・ウィッシュ)	意思と選好に基づく最善の 解釈	(客観的な)最善の利益 (ベスト・インタレスト)
説明	支援者の傾聴によっ て表出された本人の 内なる意思・希望であ り、本人から意図的に 表出される意思決定	本人から意図的に表出さ れたメッセージ(=意思)と、 意図的ではないが本人の 選好を明示する諸情報(= 選好)に基づき他者が解釈 する、本人の意思決定	特に客観的な本人利益 を重視して他者が判断 する最善の利益
観点	【その人が何を言っ ているか、何を本当に 願っているか、何がそ の人の生きる力にな っているか】	【その人のメッセージや発 せられる情報が何であると 解釈できるか】	【その人のために何が 利益か、大局的・一般 的に考えたら何がその 人にとって良いか】

41

さて、2つの原則の違いについて確認しましたが、ここで改めて3つの原則の違いを整理してみましょう。

3つの原則について、定義的な説明と観点について示します。

概要としてはこの表のように比較されますが、端的に違いだけを抽出すると、次のスライドのようになります。

表出された意思、 心からの意思(エクス プレス・ウィッシュ)	意思と選好に基づく最善の 解釈	(客観的な)最善の利益 (ベスト・インタレスト)
本人を優越しない		本人を優越する
本人から出る意思		周囲からの意見
意図して表出	意図して／せず表出	
解釈を許さない	解釈する	

← 支援付き意思決定 ／ 代理代行決定 →

42

3つの原則に関する比較の表です。違いをはっきりさせるために線を加えましょう。

(★クリックする;アニメーション)

先ず、「最善の利益」と他の2つの原則の違いを見てください。(適宜説明を加える)

次に左の2つの原則の違いに注目しましょう。(適宜説明を加える)

さて、これらの原則と「意思決定支援」「代理代行決定」との対応関係について、図の下にも少し書き足しましたが、以前(#31)で紹介した図に加えると、次のスライドのようになります。

支援付き意思決定と代理代行決定は 何が違うの？－「意思決定支援」定義の再考－

厚生労働省発出の技術的助言（平成29年3月31日付）
「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」でも用いられている

いわゆる『意思決定支援』

①表出された意思・心からの希望
（エクスプレス・ウィッシュ）



支援付き意思決定（の支援）＝**本人が**意思決定主体

②意思と選好に基づく最善の解釈

代理代行決定＝**第三者が**意思決定主体

③最善の利益（ベスト・インタレスト）



「客観的最善の利益」に基づく「意思決定支援」では・・・**本人意思が引っ張られる？** ⁴³

まとめます。

- ・いわゆる「意思決定支援」は、支援付き意思決定と代理代行決定がある。現在はその2つが混用されることがある。
- ・世界的な共通理解として、支援付き意思決定が優先される。それが困難なとき、初めて代理代行決定が適用される。
- ・基本理念・原則としては3つ考えられる。その優先順位は①→②→③である。
- ・支援付き意思決定は「表出された意思」原則を用いる。代理代行決定は「最善の利益」原則に基づく。
- ・「意思と選好に基づく最善の解釈」原則は他の2原則の中間にある。国連・障害者権利委員会などでは、「最善の利益」原則ではなく「意思と選好に基づく最善の解釈」原則を用いるよう提唱している。

日常生活における意思決定とは

44

(作業的定義)

- ▣ 必ずしも法律行為に至らない、
- ▣ 必ずしも重大な医療上の判断を求めない、
- ▣ 時間に制限されない、
- ▣ 意思の表明・表出および決定である。

日常生活として基本的な生活習慣や活動参加に係る行為、すなわち食事、衣服の選択、外出、排泄、整容、入浴等基本習慣であるとか、あるいは余暇活動、障害福祉サービスの利用等であって、事実行為の要素が強い。(3つのガイドラインから抜粋、編集)

ここまで基本的な考え方を障害者権利条約などを用いて紹介してきました。これらは成年後見や重要な契約などの法律行為を本人が行うにあたって参考になると思います。2018年度に相次いで発表された意思決定支援に関わる各種ガイドライン(障害福祉サービス、認知症の人の日常生活・社会生活、大阪意思決定支援研究会)などを読んで確認ください。ただし私たちが日々の支援の中で継続的にご本人と関わる時には、必ずしも重要な契約や重大な医療行為に係る決定などではない事態にも多く接します。これを日常生活における意思決定と呼びましょう。これは作業的に、「必ずしも法律行為に至らない、必ずしも重大な医療上の判断を求めない、時間に制限されない、意思の表明・表出および決定」としておきます。やはり各種ガイドラインでもこのような意思決定があることは記述されていますので、併せて確認ください。これらから抜粋すると、「日常生活として基本的な生活習慣や活動参加に係る行為、すなわち食事、衣服の選択、外出、排泄、整容、入浴等基本習慣であるとか、あるいは余暇活動、障害福祉サービスの利用等であって、事実行為の要素が強い。」であるとされています。

法律や医療上の重大な意思決定と 日常生活における意思決定の違い

45

- 今もしくは近々に（どうしても）決めなければならないか
- 決定者の確定、責任の所在
- 決定帰結の活用
- 継続性・修正可能性（形成性）
- 本人（被後見人等）の意思能力判定の適用基準
- 代理代行による決定までを必要とするか否か

では、法律や医療上の重大な意思決定と日常生活における意思決定との間にはどのような点で違いがあるでしょう。

法律や医療上の重大な意思決定の場合は、どうしても決めなければならない期限が定められ差し迫っていることがあります。決定者が複数で曖昧なことは責任所在の点から好まれず、また決定は速やかに現実反映されます。反映されたことは修正ややり直しが利かないことも少なからずあることも特徴です。

いっぽう日常生活における意思決定では、必ずしも今ここで決めなければならないことばかりではありません。むしろ、いろいろ修正しながら本当にその方の望むところに行き着くほうが良いことがあります。したがって、今すぐどのように意思決定するかを支援するのではなく、その人がよりよく決定できるように手伝うことが重要になります。また同時に私たちもより適切に支援できるよう変わらなければなりません。

レスキューモデル と エンパワメントモデル

46

□ レスキューモデル

- 【状況】解決の要請程度が高い、緊急性がある、時間的に限りがある（切迫性がある）、ような場合
- 【目標設定】本人の抱える課題や不適切な生活を改善し、相対的に安定した状態に至らせる。本人意思の確認や「最善の解釈」に必要な情報の収集に努力するが、必ずしも十分にはできない。
- 【支援のあり方】結果、最善の利益を尊重もしくは配慮した、代理代行決定に至ることも多い。
- 【本人以外から始まる意思決定】

そこで、支援のあり方について、日常生活における意思決定支援と、そうでない場合とに分けて考えます。

まず【レスキューモデル】は、日常生活ではないとき、すなわち法律や医療上の重大な意思決定を行う場合の支援です。解決要請が高い、つまり早くにどうしても決めなければならないため、目標設定が本人の抱える課題や不適切な生活を改善し、安定した生活とすることになります。できるだけ本人意思の確認や「最善の解釈」に努めますが、差し迫っている状況では容易ではありません。その結果、最善の利益原則に従った代理代行決定となることも多くなります。このような場合は、【本人以外から始まる意思決定】となることが多いでしょう。つまり本人以外から「決めなければならない」「決めてほしい」と言われて、その結果として本人が「意思決定」しなければならないような事態です。

レスキューモデル と エンパワメントモデル

47

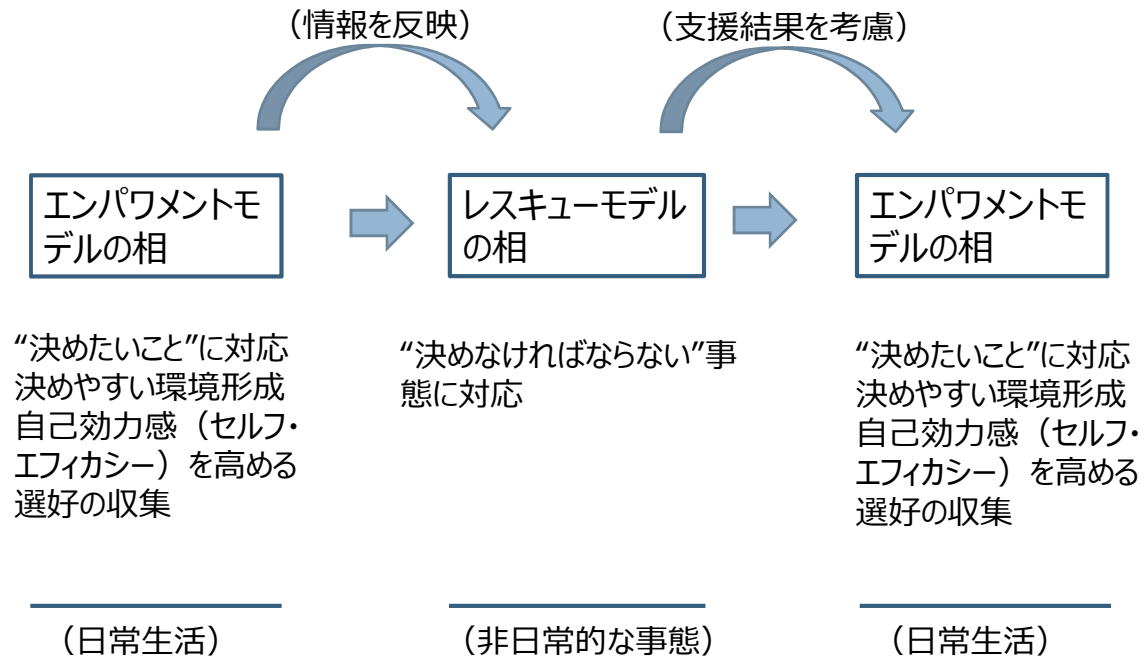
□ エンパワメントモデル

- 【状況】差し迫った解決要請ではなく、本人の意思決定がより高められることに目標がある。時間的に差し迫っていない。
- 【目標設定】本人意思をより良く表出できるようにし、意思決定に関する自己効力感（セルフ・エフィカシー）を高める。自分で決めるプロセスを拡大しながら、より長期的な目標につなげていく。
- 【支援のあり方】「表出された意思」や「意思と選好に基づく最善の解釈」を適用する。重要なのは、自己選択と管理（チョイス&コントロール）が高まるようにすること。意思決定支援の実施よりむしろ、意思決定支援の関わりかたを育てる（本人も支援者も育つ）。
- 【本人から始まる意思決定】

いっぽう【エンパワメントモデル】は日常生活の中なので、差し迫っていないときの支援です。本人意思をより良く表出できるようにし、意思決定に関する自己効力感（セルフ・エフィカシー）を高めることに目標が置かれます。自分で決められることを増やし、支援者もそれを共有し喜び合い、強めていきます。支援のあり方としては、「表出された意思」原則や「意思と選好に基づく最善の解釈」原則を用いることができます。ここで重要なのは、自己選択と管理（チョイス&コントロール）ならびに自己効力感（セルフ・エフィカシー）が高まるようにすることです。このような場合は、【本人から始まる意思決定】となることが比較的多くなると考えられます。つまり「しなければならない」のではなく、本人が望み、「したい」と思って始められるような意思決定です。

日常生活における 意思決定の支援との接続

48



私たちの暮らしは、日常生活とそうではない事態とが繰り返し起きています。そこで2つのモデルが交互に使われることになります。どちらか一方を常に使い続けるのは困難だし適切ではありません。適切に切り替え、レスキューモデルの相が終わったらエンパワメントモデルを心がけるようにします。

★（クリックする；アニメーション）

もうひとつ留意いただきたいのは、2つの相は互いに関連している点です。レスキューモデルの相では意思決定を支援するために必要な情報を十分に集めるための時間も人間関係も不足しています。そのため、日頃から本人の意思や選好に関する情報を収集し、共有し、蓄積し、更新することで、いざという時のために役立てることが出来ます。この「収集・共有・蓄積・更新」はまた別のパート（#111～）後でも出てきますのでご注意ください。

加えて、レスキューモデルの相で決められたことはその後の暮らしを変えるので、それに留意した支援を心がけましょう。

このように、2つの相は互いにつながっていることを確認いただければと思います。

意思決定支援事態の多くは、しなければならない他者もしくは周囲からの始発による解決要請事態。

→意思決定支援と言っている場面の多くは、自分から考えたり決めたりしないことじゃなくて、決めろと(決めてくださいと)言われて決めることばかりではないでしょうか？
【例えば、急に「どこに住みたい？」と聞かれても、私たちも答えられない】

そのような要請事態は、自分の用意したわけではない環境提供や情報整理がなされ、心理的には認識枠組みが本人にとって不慣れである。そのため理解や判断、決定はいっそう困難。

49

さて、先ほどのスライドで「本人以外から始まる意思決定」と「本人から始まる意思決定」があることを紹介しました。

ただ気をつけていただきたいのは、私たちが「意思決定の支援」として支援課題とするような事態、あるいは難しい支援事態などは特にそうかもしれませんが、かなりの場合は「しなければならない他者の始発による解決要請事態」であるという点です。言い換えると、周りの人が本人に決めて欲しいと言って本人に問いかけなければならないような事態であることが多いのではないのでしょうか。進路決定でもおかずの選択でも、あなたの意思はどうなのと聞かれ、本人意思を確認される手続きになっていないのでしょうか。

普段の支援を振り返って、どんなときにご本人の意思を聞いたり判断を求めたりしているか、思い出してみてください。本人が素直に「～したい」「～がほしい」と言い始めたことについて対応している事態は少なく、むしろこちらから「～はどうなの？」を意見を求めていることが多いのではないかと思います。

意思決定の支援の層

代理代行決定、Best Interests Meeting

↑ 手順が第三者に開かれ、
帰結が公に利用される

個々の意思決定 場面に対する支援

- 日常の意思決定支援(意思疎通支援,意思形成支援,環境調整)
- 危急時の意思決定支援/レスキュー・モデル
- 困難な人の支援/コミュニケーションの工夫
- 「意思と選好」の活用

意思決定を育てる ／支援を育てる

- 内発的動機づけ/自己効力感の形成/エンパワメント・モデル
- エクスプレス・ウィッシュ/小さくても自分自身の願い
- 支援のチーム形成/チームも育つ/ストレングス・モデルとの関連
- 決定支援に対する感度を高める

環境の整備

- 話しやすい場所、時間、相手、方法など
- 意思決定支援に関する考え方、態度やルールとの共有/保護からの踏み出し、「リスクの尊厳」
- 研修の実施/協議の場の形成
- 選好情報の収集・蓄積・共有・更新

豊かな経験

- 多くの体験→選択肢を得る体験
- 決定と表出の良い経験
- 内発的動機づけ・自己効力感への配慮

決定の実現とその支援

(名川(2016)を改編)

これは日常生活場面において意思決定をどのように支援するかを、4つの手立てとして整理したものです。

(1)【個々の意思決定場面に対する支援】

私たちが意思決定支援と言っている関わりの多くがここで行われています。本人から「～したい」と言われたり、あるいは周囲の人が「どうしたいの？」と問うことが行われます。そこではレスキュー・モデルもエンパワメント・モデルもありますが、機能的にはレスキューだけをこちらに置きます(エンパワメントは次の層に置く)。その場で本人意思を確認するための様々な工夫や取り組みが試みられます。必要に応じて意思と選好に関する情報を収集するし、またそれまで収集された情報も活用して答えを出そうとします。

これが通常私たちが意思決定支援と言っている関わりにあたります。しかしこれは表層的なのであって、その他にいくつもの取り組みがあります。それを以下の3つに整理します。

(2)【意思決定を育てる／支援を育てる】

上記のような意思決定や意思表示を行えるようになるための取り組みです。レスキュー・モデルの相では行えませんので、もっぱらエンパワメント・モデルの相で行われます。内発的動機付けに留意し、本人の自己効力感が増すことを心がけます。決めて良いんだ、意思を伝えて良いんだと理解され、決定や表明の行動頻度や強度が向上する結果を期待します。そのためには、日常生活の中で押し付けではない「小さくても自分自身の望み、エクスプレス・ウィッシュ」を育てることが重要となります。

また支援者もこのような本人の自発的な決定を喜び歓迎するようにします。次の機会につなげ、意思表示の可能性を広げます。そのように日々気をつけて関わるのが、すなわち本人に意思や選好に対する支援者の気付きの感度を上げることになります。つまり支援者も育っていく必要があります。

(3)【環境の整備】

英国のMental Capacity Actほか類似の取り組みでよく指摘されるように、本人にとって決定・表明しやすい環境があります。それらを個々に合わせて理解し整えることに努めます。

環境というのは、それだけには留まりません。周囲の支援者内で、意思決定とその支援に関する考え方や態度を共有することが非常に重要です。また研修を行ったり、協議の場(意思決定に関する話し合いの場)を準備することも含まれます。「リスクの尊厳」に対しても十分に学び合うべきでしょう。

選好情報について、地道に収集・蓄積・共有・更新することも環境整備のひとつです。ここでの準備が、(1)(2)の取り組みに繋がります。

(4)【豊かな経験】

このことについては次のスライドでも述べますが、すべての関わりの基盤となるものです。

どうしたいか、を豊かな経験によって育む ／周囲が大切にする

51

- 自分の中に選択肢をたくさん作る
 - 選択肢を作ってこなかったのに、さあ選べと言われても無理
- 好きなものを選ぶ経験をたくさん作る
 - 施設からグループホームへ移行した A さん
 - 自分の好きなものが自分でわかるためには、選ぶ経験を大切にする
- その人の好みを周りも大切にする
 - 身だしなみは周りが作る

先の「豊かな経験」の意味について少し説明を加えます。おわかりかと思いますが、これは教育的な活動とも強く関わるとともに、学校卒業後も継続して重要です。

「豊かな経験」にはいくつかの意味があります。

まず1つは、「自分の中に選択肢をたくさん作る」ことです。前のスライド(1)の取り組みにおいて、決定や選択の支援として、わかりやすい選択肢を準備するということがあります。選択肢の説明や絵・写真の利用なども含まれます。しかしA遊園地とB水族館を選択肢とすると、行ったことがなければ説明はとても難しくなります。行ったことがあればその経験をともに思い出すことでわかりやすくなります。ところが私たちは、ずっと選択肢を経験として提供してこなかったのに、大人になるとさあ選べということが多いのではないのでしょうか。このような準備をすることは、私たちの課題です。

2番めは、好きなものを選ぶ経験をたくさん作ることです。先と違うのは、これが選択肢ではなく、自分で選ぶ機会そのものの体験であることです。ある入所施設からグループホームに移行したAさん(40代、女性)は、施設でも多くの買い物経験がありました。ところがグループホームでは週末の食事をスーパーマーケットで買う際に、自分では選べずに困っていました。Aさんは買い方は知っているし、細かい計算は苦手でも、お金を出して買うことは出来ます。ところが、今までは単独で選ぶことをしてこなかったようでした。これは能力の問題ではありません。自分で決めて良いことを知り、自分の好き嫌いを知り、他の人と違う自分の買い物を楽しむ積み重ねが必要でした。

3番めは、周囲の人も本人の好みを尊重し大切にすることです。

身だしなみについて聞き取りをしていたところ、あるグループホームではわざわざ自分の部屋に戻って「これが私の好きな服」と教えてくれた人がいました。ハレの日の服ではなく、普段着についてです。いくつかのホームで話を聞いてみて感じたのは、好き嫌いをはっきり知っているかどうかは、知的に高いかどうかとは必ずしも関係しないということでした。むしろ、周囲の人が本人の好みについて尊重し、知って共有し楽しみ普段からの環境がそうさせている、つまり身だしなみは周りが作るのだと理解させられた経験でした。

以上のように、【豊かな経験】は周囲の人の問題であり課題であることを、ここで改めて確認しておきたいと思います。

障害福祉サービスの提供等に係る 意思決定支援ガイドライン 解説

障害福祉サービスの提供等に係る意思決定支援
ガイドラインテスト研修

国内のさまざまな「意思決定支援」 ガイドライン(H30.12時点)

53

- ◆ **障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン**
(H29.3 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部)
- ◆ **認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン**
(H30.6 厚生労働省)
- ◆ **意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン**
(H30.3 大阪意思決定支援研究会)
- ◆ **人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン**
(H30.3 人生の最終段階における医療の普及・啓発の在り方に関する検討会)

52

「障害福祉サービス等の提供に係る 意思決定支援ガイドライン」の概要

平成29年3月に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課が公表した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要の説明。

I ガイドラインの背景と趣旨

55

障害者総合支援法

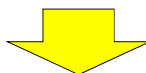
「意思決定支援」を重要な取組として位置づけている。

○障害者本人(以下「本人」という。)が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される(第1条の2(基本理念))

○指定相談支援事業者及び指定障害福祉サービス事業者等は、障害者等の意思決定の支援に配慮するよう努める(第42条、第51条の22)

障害者基本法

国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、相談業務、成年後見制度、権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない(第23条)



障害福祉サービスの提供は、本人の意思決定支援に基づくことが原則

ガイドラインは、障害者総合支援法の規定に基づき、事業者がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際の障害者の意思決定支援についての考え方を整理し、相談支援や、施設入所支援等の障害福祉サービス(以下「サービス」という。)の現場において意思決定支援がより具体的に行われるための基本的考え方や姿勢、方法、配慮されるべき事項等を整理し、事業者がサービスを提供する際に必要とされる意思決定支援の枠組みを示し、もって障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とするものです。

Ⅱ 総 論

56

1. 意思決定支援の定義

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

ガイドラインでは、本人の意思決定、意思及び選好の推定をサービス提供事業者の職員が行う支援の行為とその仕組みを意思決定支援としています。また、それに加えて、それらによっても本人の意思の推定ができなかった場合、最後の手段として本人の最善の利益を検討する場合についても取り扱うこととしています。

2. 意思決定を構成する要素

(1) 本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

(2) 意思決定支援が必要な場面

① 日常生活における場面

食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的な生活習慣に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。職員が行う直接支援の全てに意思決定支援が含まれる。

② 社会生活における場面

自宅からグループホームや入所施設等に住まいの場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームや一人暮らしを選ぶ場面等が考えられる。本人の意思確認を最大限の努力で行うことを前提に、事業者、家族や成年後見人等が集まり、判断の根拠を明確にしながら意思決定支援を進める必要がある。

(3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

意思決定支援が必要な場面として、

① 日常生活における場面

日常生活における意思決定支援の場面としては、例えば、食事、衣服の選択、外出、排せつ、整容、入浴等基本的な生活習慣に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が場面に応じて即応的に行う直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。日常生活における場面で意思決定支援を継続的に行うことにより、意思が尊重された生活体験を積み重ねることになり、本人が自らの意思を他者に伝えようとする意欲を育てることにつながる。日常生活における支援場面の中で、継続的に意思決定支援を行うことが重要である。

② 社会生活における場面

障害者総合支援法の基本理念には、全ての障害者がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない旨が定められていることに鑑みると、自宅からグループホームや入所施設等に住まいの場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームに住まいを替えたり、グループホームの生活から一人暮らしを選ぶ場面等が、意思決定支援の重要な場面として考えられる。体験の機会の活用を含め、本人の意思確認を最大限の努力で行うことを前提に、事業者、家族や、成年後見人等の他、必要に応じて関係者等が集まり、判断の根拠を明確にしながら、より制限の少ない生活への移行を原則として、意思決定支援を進める必要がある。としています。

3. 意思決定支援の基本的原則

(1) 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則

本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行う

(2) 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める

(3) 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活やサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定

意思決定支援の基本的原則として

(1) 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則である。本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが重要である。また、幅広い選択肢から選ぶことが難しい場合は、選択肢を絞った中から選べるようにしたり、絵カードや具体物を手がかりに選べるようにしたりするなど、本人の意思確認ができるようなあらゆる工夫を行い、本人が安心して自信を持ち自由に意思表示できるよう支援することが必要である。

(2) 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる。

また、本人が意思決定した結果、本人に不利益が及ぶことが考えられる場合は、意思決定した結果については最大限尊重しつつも、それに対して生ずるリスクについて、どのようなことが予測できるか考え、対応について検討しておくことが必要である。例えば、疾病による食事制限があるのに制限されている物が食べたい、生活費がなくなるのも構わず大きな買い物がしたい、一人で外出することは困難と思われるが、一人で外出がしたい等の場合が考えられる。それらに対しては、食事制限されている食べ物は、どれぐらいなら食べても疾病に影響がないのか、あるいは疾病に影響がない同種の食べ物が用意できないか、お金を積み立ててから大きな買い物をすることができないか、外出の練習をしてから出かけ、さらに危険が予測される場合は後ろから離れて見守ることで対応することができないか等、様々な工夫が考えられる。リスク管理のためには、事業所全体で取り組む体制を構築することが重要である。また、リスク管理を強調するあまり、本人の意思決定に対して制約的になり過ぎないように注意することが必要である。

(3) 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定する。

本人のこれまでの生活史を家族関係も含めて理解することは、職員が本人の意思を推定するための手がかりとなる。
としています。

4. 最善の利益の判断

本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、第三者が本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。最善の利益の判断は最後の手段

(1) メリット・デメリットの検討

複数の選択肢からメリットとデメリットを可能な限り挙げ、比較検討する

(2) 相反する選択肢の両立

二者択一の場合においても、相反する選択肢を両立させることを考える

(3) 自由の制限の最小化

本人の生命・身体の安全を守るために、行動の自由を制限せざるを得ない場合でも他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。

本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、第三者が本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。最善の利益の判断は最後の手段であり、次のような点に留意することが必要であるとして、次の3点を挙げています。

(1) メリット・デメリットの検討

最善の利益の判断が必要な事案について、本人の立場に立った場合に最善と思われる複数の選択肢からメリットとデメリットを可能な限り挙げ、比較検討して関係者の協議により本人の最善の利益を導く。

(2) 相反する選択肢の両立

二者択一の選択が求められる場合においても、一見相反する選択肢を両立させることができないか考え、本人の最善の利益を追求する。

例えば、健康上の理由で食事制限が課せられている人も、運動や食材、調理方法、盛り付け等の工夫や見直しにより、可能な限り本人の好みの食事をする事ができ、健康上リスクの少ない生活を送ることができないか考える場合などがある。

(3) 自由の制限の最小化

住まいの場を選択する場合、選択可能な中から、障害者にとって自由の制限がより少ない方を選択する。

また、本人の生命または身体の安全を守るために、本人の最善の利益の観点からやむを得ず行動の自由を制限しなくてはならない場合は、行動の自由を制限するより他に選択肢がないか、制限せざるを得ない場合でも、その程度がより少なくてすむような方法が他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。

その場合、本人が理解できるように説明し、本人の納得と同意が得られるように、最大限の努力をすることが求められる。

5. 事業者以外の視点からの検討

事業者以外の関係者も交えて意思決定支援を進める。本人の家族や知人、成年後見人、ピアサポーター等が、本人に直接サービス提供する立場とは別の第三者として意見を述べることにより、多様な視点から本人の意思決定支援を進めることができる。

6. 成年後見人等の権限との関係

意思決定支援の結果と成年後見人等の身上配慮義務に基づく方針が齟齬をきたさないよう、意思決定支援のプロセスに成年後見人等の参画を促し、検討を進める。

5. 事業者以外の視点からの検討として、次のように説明しています。

意思決定支援を進める上で必要となる本人に関する多くの情報は、本人にサービス提供している事業者が蓄積している。しかし、事業者はサービスを提供する上で、制度や組織体制による制約もあるため、それらが意思決定支援に影響を与える場合も考えられることから、そのような制約を受けない事業者以外の関係者も交えて意思決定支援を進めることが望ましい。本人の家族や知人、成年後見人等の他、ピアサポーターや基幹相談支援センターの相談員等が、本人に直接サービスを提供する立場とは別の第三者として意見を述べることにより、様々な関係者が本人の立場に立ち、多様な視点から本人の意思決定支援を進めることができる。

6. 成年後見人等の権限との関係として、次のように説明します。

法的な権限を持つ成年後見人等には、法令により財産管理権とともに身上配慮義務が課されている。一方、事業者が行う意思決定支援においても、自宅からグループホームや入所施設等への住まいの場の選択や、入所施設からの地域移行等、成年後見人等が担う身上配慮義務と重複する場面が含まれている。意思決定支援の結果と成年後見人等の身上配慮義務に基づく方針が齟齬をきたさないよう、意思決定支援のプロセスに成年後見人等の参画を促し、検討を進めることが望ましい。

なお、保佐人及び補助人並びに任意後見人についても、基本的な考え方としては、成年後見人についてと同様に考えることが望まれる。

Ⅲ 各 論

61

1. 意思決定支援の枠組み

(1) 意思決定支援責任者の配置

意思決定支援計画の作成、意思決定支援会議の企画・運営など、意思決定支援の仕組みを作る役割(サービス管理責任者や相談支援専門員が兼務など)

(2) 意思決定支援会議の開催

本人参加の下で、意思決定が必要な事項に関する参加者の情報を持ち寄り、意思を確認したり、意思及び選好を推定したりする仕組み
「サービス担当者会議」や「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられる。

(3) 意思決定支援計画の作成とサービスの提供

意思決定支援会議により確認された本人の意思を反映したサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)の作成とし、意思決定に基づくサービスの提供

(4) モニタリングと評価及び見直し

意思決定を反映したサービス提供の結果をモニタリング、評価し、さらに意思決定が促進されるよう見直す

1. 意思決定支援の枠組み

意思決定支援の枠組みは、日常生活における場面においては、日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が、場面に応じて即応的に行うこととなるが、社会生活における場面においては、意思決定支援責任者の配置、意思決定支援会議の開催、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画(意思決定支援計画)の作成とサービスの提供、モニタリングと評価・見直しの5つの要素から構成される、としています。

(1) 意思決定支援責任者の役割

意思決定支援を適切に進めるため、事業者は意思決定支援責任者を配置することが望ましい。意思決定支援責任者は、意思決定支援計画作成に中心的に関わり、意思決定支援会議を企画・運営するなど、意思決定支援の枠組みを作る役割を担う。具体的には、意思決定支援責任者は、本人の希望するサービスを提供するためのサービス等利用計画や個別支援計画を作成する前提として、意思決定支援を適切に進めるため、本人の意思の確認・推定や本人の最善の利益の検討の手順や方法について計画する。また、本人の意思決定支援に参考となる情報や記録を誰から収集するか、意思決定支援会議の参加者の構成、意思を表出しやすい日時や場所の設定、絵カードの活用等本人とのコミュニケーション手段の工夫等、意思決定支援を進める上で必要となる事項について検討する。さらに、意思決定支援責任者は、意思決定を必要とする事項について本人から直接話を聞いたり、日常生活の様子を観察したり、関係者から情報を収集したりすることを通じて、本人の意思及び選好、判断能力、自己理解、心理的状況、これまでの生活史等本人の情報、人的・物理的環境等を適切にアセスメントする。上記のような役割を担う意思決定支援責任者については、相談支援専門員又はサービス管理責任者とその役割が重複するものであり、これらの者が兼務することが考えられる。

(2) 意思決定支援会議の開催

意思決定支援会議は、本人参加の下で、アセスメントで得られた意思決定が必要な事項に関する情報や意思決定支援会議の参加者が得ている情報を持ち寄り、本人の意思を確認したり、意思及び選好を推定したり、最善の利益を検討する仕組みである。意思決定支援会議は、本人の意思を事業者だけで検討するのではなく、家族、成年後見人等や本人が同席を希望する人の他、必要に応じて関係者等の参加を得ることが望ましい。意思決定支援会議については、相談支援専門員が行う「サービス担当者会議」やサービス管理責任者が行う「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられる。また、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会(以下「協議会」という。)においては、地域の事業者における意思決定支援会議の開催状況等を把握し、取組を促進することが望まれる。

(3) 意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)の作成とサービスの提供

意思決定支援によって確認又は推定された本人の意思や、本人の最善の利益と判断された内容を反映したサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)を作成し、本人の意思決定に基づくサービスの提供を行うことが重要である。体験を通じて本人が選択できたり、体験中の様子から本人の意思の推定が可能となったりするような場合は、そのようなアセスメント方法を意思決定支援計画の中に位置付けることも必要である。例えば、長期間、施設や病院に入所・入院しており、施設や病院以外で生活したいと思っていても、何らかの理由でそれをあきらめて選択に消極的になっていたり、施設や病院以外で生活する経験がなくて選ぼうがなかったりしている障害者に対し、必要に応じて地域移行支援の利用やグループホーム等の体験利用を通じて、実際の経験等を通じた意思決定支援を行うような場合が考えられる。

(4) モニタリングと評価及び見直し

意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリングし、評価を適切に行い、次の支援でさらに意思決定が促進されるよう見直すことが重要である。モニタリングと評価及び見直しについては、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画や個別支援計画に基づくサービス提供を開始した後の本人の様子や生活の変化について把握するとともに、その結果、本人の生活の満足度を高めたか等について評価を行うことが必要である。それらのモニタリング及び評価の情報を記録に残すことで、次に意思決定支援を行う際の有効な情報となり、見直しにつながる。意思決定支援は、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)で構成されるいわゆるPDCAサイクルを繰り返すことによって、より丁寧に行うことができる。

意思決定支援の流れ

62

意思決定が必要な場面 ・サービスの選択 ・居住の場の選択 等

本人が自分で決定できるよう支援

自ら意思決定することが困難な場合

意思決定支援責任者の選任とアセスメント

(相談支援専門員・サービス管理責任者兼務可)

- 本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等
- アセスメント ・本人の意思確認 ・日常生活の様子を観察 ・関係者からの情報収集・本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握・本人の生活史等、人的・物理的環境等のアセスメント・体験を通じた選択の検討 等

意思決定支援会議の開催 (サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催可)

本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による情報交換や本人の意思の推定
最善の利益の判断

意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

62

意思決定に関する記録の
フィードバック

「意思決定支援の枠組み」の概念図です。

2. 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮

本人が、意思決定に必要な情報を十分理解し、決定に活用できるよう配慮をもって説明し、決定したことの結果起こり得ること等を理解できるよう、意思疎通における合理的配慮を十分行うことが重要

3. 意思決定支援の根拠となる記録の作成

本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の生活の全体像を理解することは、本人の意思を推定するための手がかり

4. 職員の知識・技術の向上

意思決定支援の意義や知識の理解及び技術等の向上への取組みを促進させることが重要

2. 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮

意思決定支援を行うにあたっては、意思決定に必要なと考えられる情報を本人が十分理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるよう配慮をもって説明し、決定したことの結果起こり得ること等を含めた情報を可能な限り本人が理解できるよう、意思疎通における合理的配慮を行うことが重要である。本人との意思疎通を丁寧に行うことによって、本人と支援者とのコミュニケーションが促進され、本人が意思を伝えようとする意欲が高まり、本人が意思決定を行いやすい状態をつくることができる。

3. 意思決定支援の根拠となる記録の作成

意思決定支援を進めるためには、本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の情報を把握しておくことが必要である。家族も含めた本人のこれまでの生活の全体像を理解することは、本人の意思を推定するための手がかりとなる。また、本人の日常生活における意思表示の方法や表情、感情、行動から読み取れる意思について記録・蓄積し、本人の意思を読み取ったり推定したりする際に根拠を持って行うことが重要である。本人が意思決定することが難しい場合でも、「このときのエピソードには、障害者の意思を読み取る上で重要な『様子』が含まれている」という場合がある。そういった、客観的に整理や説明ができないような「様子」を記録に残し、積み上げていくことは、障害者の意思決定を支援する上で重要な参考資料になる。また、意思決定支援の内容と結果における判断の根拠やそれに基づく支援を行った結果がどうだったかについて記録しておくことが、今後の意思決定支援に役立つため、記録の方法や内容について検討することが有用である。

4. 職員の知識・技術の向上

職員の知識・技術等の向上は、意思決定支援の質の向上に直結するものであるため、意思決定支援の意義や知識の理解及び技術等の向上への取組みを促進させることが重要である。そのためには、ガイドラインを活用した研修を実施するとともに、意思決定支援に関する事例検討を積み重ねることが重要である。また、書籍による文献学習、内部の勉強会、実地研修(OJT)、外部研修の受講等、具体的な研修計画を立案し、進めることが効果的である。

5. 関係者、関係機関との連携

事業者、家族や成年後見人等の他、関係者と連携して意思決定支援を進める
意思決定支援会議に関係者等が参加するため、協議会を活用する等の体制整備が必要である。

6. 本人と家族等に対する説明責任等

本人と家族等に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容について丁寧に説明する
苦情解決の手順等の重要事項について説明する
意思決定支援に関わった関係者は、守秘義務を厳守する

5. 関係者、関係機関との連携

意思決定支援責任者は、事業者、家族や成年後見人等の他、関係者等と連携して意思決定支援を進めることが重要である。

関係者等と連携した意思決定支援の枠組みの構築には、協議会を活用する等、地域における連携の仕組みづくりを行い、意思決定支援会議に関係者等が参加するための体制整備を進めることが必要である。意思決定支援の結果、社会資源の不足が明らかとなった場合等は、協議会で共有し、その開発に向けた検討を行ったり、自治体の障害福祉計画に反映し、計画的な整備を進めたりするなど、本人が自らの意思を反映した生活を送ることができるよう取り組みを進めることが求められる。

6. 本人と家族等に対する説明責任等

本人と家族等に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容についての丁寧な説明を行う。また、苦情解決の手順等の重要事項についても説明する。事業者においては、本人や家族等からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情解決規程を定めた上で苦情を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の配置等の必要な措置を講じているところである。意思決定支援に関する苦情についても、苦情解決規程に従った対応を行い、意思決定支援責任者は、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員と協働して対応に当たることが必要である。意思決定支援に関わった事業者、成年後見人等や関係者等は、職を辞した後も含めて、業務上知り得た本人やその家族の秘密を保持しなければならない。

Ⅳ 意思決定支援の具体例

施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援

65

施設入所支援を利用して15年になるBさんは、知的障害と自閉症があり、言葉によるコミュニケーションが難しい状態であった。また、家族が亡くなり、成年後見人が選任されていた。担当の相談支援専門員は、継続サービス利用支援によるモニタリングで、今後も引き続き施設入所支援を利用するのか、グループホーム等に生活の場を移行するのか、Bさんの意思決定支援が必要であると考えていた。

そこで、担当の相談支援専門員が意思決定支援責任者となり、Bさんと成年後見人、施設入所支援のサービス管理責任者とBさんの担当職員、グループホームのサービス管理責任者の参加により、Bさんの意思決定支援会議を開くこととなった。

成年後見人は、Bさんが施設に慣れて落ち着いた生活を送れているのに、生活の場を変えることでBさんが不安定な状態にならないか不安であると話した。

意思決定支援責任者が、自宅でのBさんの様子について成年後見人に尋ねると、帰省した時は、自分でお湯を沸かしてカップラーメンを作って食べていること等が話された。

意思決定支援の事例です。ガイドラインには、次の3事例が収録されています。

1. 日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援
2. 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援
3. 精神科病院からの退院に関する意思決定支援

Ⅳ 意思決定支援の具体例

施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援

66

施設入所支援のサービス管理責任者と担当職員はその話を聞いて、施設では自分でお湯を沸かしたり、カップラーメンを作って食べたりする場面がなかったため、施設的环境がBさんの本来できることを狭めてしまっているのではないかと、Bさんにとってよりよい生活の場について考えることが必要ではないかと思った、と話した。

Bさんは、目の前にある洋服や食べ物の中から自分が気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行う活動を選んだりはあるが、経験したことがないグループホームの生活と今の施設の生活を比べて選ぶことは難しかった。そこで、グループホームのサービス管理責任者は、空き部屋のあるグループホームがあるので、体験利用をしてみ、その様子からBさんの意思を確認してはどうかと提案した。

意思決定支援責任者である相談支援専門員は、意思決定支援会議の結果を踏まえてサービス等利用計画を変更し、地域移行支援に基づくグループホームの体験利用を行う内容に見直した。

Ⅳ 意思決定支援の具体例

施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援

67

また、1ヶ月後に再度意思決定支援会議を開き、Bさんの体験利用の様子を共有し、Bさんが今後の生活の場について施設の利用を継続したいのか、グループホームで生活したいのかについて確認することになった。

Bさんがグループホームで混乱しないように、施設で使っていた絵カードやスケジュールをグループホームでも使うことにした。人数の少ないグループホームの環境は、Bさんにとって落ち着けるようだった。近くのコンビニエンス・ストアに買い物に行ったり、カップラーメンや冷凍食品を調理して食べたりと、Bさんは生活の幅を広げていった。

1ヶ月後に、意思決定支援会議が開かれ、グループホームでの体験利用の様子が報告された。その内容から、Bさんの意思がどこにあるのか、誰にとっても明らかであった。

※ 意思決定支援ガイドライン本編には、他の具体例として「日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援」「精神科病院からの退院に関する意思決定支援」を収録

意思決定支援のためのアセスメント表の例

<意思決定支援が必要な項目>

Bさんがこれからどのような場所でどのような生活をしていきたいのか？

<これまでの生活史>

○Bさんは会社員のお父さん(当時35歳)と専業主婦のお母さん(当時30歳)との間に昭和〇年に生まれました。また、Bさんには5歳年下の弟がいます。特に重い病気にかかることなく育ちましたが、2歳になっても言葉を話せませんでした。そして3歳児健診で知的な発達に障害があること、自閉症であることがわかりました。その後、Bさんはお母さんと一緒に地域の障害児通園施設に通って、言葉を出やすくするような療育活動に参加したりしましたが、自分のやりたいことができなかったりときにパニックになって大きな声をだしたり、周囲の人に噛みついてしまったりすることが増えていきました。その後、小学生になりましたが、地域の学校ではなく特別支援学校にバスに乗って通うようになりました。特別支援学校でも次にすることがよくわからなかったり、自分のしたいことができないときにはよくパニックになっていました。その時は先生と一緒に校庭を散歩すると気持ちが落ち着きました。学校では先生が工夫して次の行動がわかりやすいように絵などで説明してくれるようになりました。それで、次に何をすればいいのかが少しずつ分かるようになりました。パニックになることも少しずつ減ってきました。中学校と高校も特別支援学校に通いました。小さい頃から身の回りのことはお母さんが手伝ってくれました。服などはお母さんが表裏がわかりやすいようにおいてくれるので、間違えないように着ることができました。食事などはすべてお母さんが準備してくれましたが、中学生ぐらいになると好きなカップラーメンは自分でお湯を沸かして作ることもありました。休みの日はお父さんがドライブに連れて行ってくれたり、デパートに買い物に行ったりしました。でも大きな音がしたり、人が多すぎるとパニックになることがあったので、ドライブに行くことがだんだん多くなりました。ドライブもいつも同じコースでないと不安になりました。ドライブの途中でコンビニエンスストアによって好きなお菓子を買うのが楽しみでした。Bさんが18歳になった時お父さんが病気で亡くなりました。そのため、お母さんが働かなくてはならなくなりました。Bさんは特別支援学校の高等部を卒業する時、お母さんの介護負担を心配した進路指導の先生から入所施設利用を勧められました。お母さんはなんとかBさんと一緒に暮らせるように色々考えましたが、年少の弟の世話や仕事をしながら私の身の回りの世話までできないので、Bさんは入所施設を利用することになりました。

意思決定支援会議のまとめ

<関係者からの情報>	<推定される本人意思>
○日常的なスケジュールが変わると落ち着きがなくな不安そうにしていた。(家族)	○生活場面が変わると不安定な状態になる恐れがあるので、このままの生活を続けたいのではないかな。
○自宅では自分でお湯を沸かしてカップラーメンを作って食べる事がある。(家族)	○自分で食べたいものを調理して作れるような暮らしがしたいのではないかな。
○施設では自分でお湯を沸かしたりカップラーメンを作る場面がなかった。(入所施設職員)	○今は入所施設での生活しか経験がないので、他にどのような暮らしがあるか知らないで決められないのではないかな。
○目の前にある洋服や食べ物の中から自分が気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行く活動を選ぶ。(入所施設職員)	

68

(参考)Aさんの意思決定支援のためのアセスメント表

意思決定支援を反映したサービス等利用計画(意思決定支援計画)の作成例

利用者氏名(児童氏名)	B	障害程度区分	4	相談支援事業者名	C
障害福祉サービス受給者証番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	利用者負担上限額	0	計画作成担当者 意思決定支援責任者	D
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			
計画作成日	〇年〇月〇日	モニタリング期間(開始年月)	1ヶ月	利用者同意署名欄	B
利用者の生活に対する意向	慣れた落ち着いた今の施設での生活の場を変えることで、落ち着きがなく不安定になってしまうかもしれないので、生活の場を変えたくないと思う一方、自分でお湯を沸かしてカップラーメンを食べたりなど、自分でできる事をしながら、より自由を広げて生活したいという思いもある。目の前にある洋服や食べ物の中から気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行う活動を選んだりできるので、経験したことがないグループホームの生活も実際に経験してみることで、施設の生活と比べて選ぶことができるのではないだろうか。				
総合的な援助の方針	グループホームの体験利用により、本人が今の施設での生活とグループホームでの生活を比べて、体験的に選ぶことができるよう意思決定を支援する。				
□意思決定支援内容					
	意思決定支援が必要な項目	到達目標	支援内容	本人の役割	支援担当者(機関)
1	今の施設での生活を変えることで、落ち着きがなく不安定になってしまうかもしれないので、生活の場を変えたくないのではないかと一方、自分でできる事をしながら、より自由を広げた生活をしたという思いもあるのではないかと。グループホームの生活を実際に経験することで、施設の生活と比べて選ぶことができるのではないかと。	体験利用を通じて、グループホームの生活を体験し、今の施設での生活と比べてどちらで生活することが本人の意思なのか決めることができる。	①グループホームの体験利用についてBさんに分かりやすい方法で説明する。 ②施設で使っている絵カードやスケジュールをグループホームでも使い、混乱しないよう配慮する。 ③体験時の様子について記録する。 ④グループホーム体験利用終了後、意思決定支援会議を開催して本人の意思について確認する。	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか意思を表明できる。	①相談支援専門員、サービス管理責任者(グループホーム) ②グループホームのサービス管理責任者、生活支援員 ③グループホームの生活支援員 ④本人、成年後見人、相談支援専門員、グループホーム関係者、施設関係者

□サービス等利用内容

優先順位	解決すべき課題 (本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等		課題解決のための 本人の役割	評価時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名 (担当者名・電話)			
1	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか本人が何らかの形で意思を表明できる。	体験利用を通じて、グループホームの生活を体験し、今の施設での生活と比べてどちらで生活することが本人の意思なのか決めることができるよう意思決定支援を行う。	1ヶ月後	共同生活援助(体験利用) 30日	グループホーム〇〇	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか意思を表明できる。	1ヶ月後	生活の中での本人の様子、特に表情などについて詳細に記録し、本人の生活の場への希望を確認する。施設で使っている絵カードやスケジュールをグループホームでも使い、混乱しないよう配慮する。
2	施設で使っている絵カード等を活用して、グループホームでの生活を、なるべく変化の少ない状態で体験できる。	グループホームでの体験利用を、変化の少ない状態で新しい体験をして、今後の意思決定ができるよう、できるだけ落ち着いた様子で行う。	1ヶ月後	支援方法の情報提供	入所施設△△ 相談支援専門員	今までの支援方法を活用しながら、新しい体験にもチャレンジしていく。	1ヶ月後	
3	体験の様子を確認し、その都度意思を表明し、今後の意思決定の材料としたい。	体験利用により、意思の変化や様子の確認を行い、今後の意思決定につなげていく。	1ヶ月後	体験利用中の様子の記録 体験利用後の意思決定支援会議の開催、サービス調整等	グループホーム〇〇 相談支援専門員 成年後見人	体験利用中の気持ちを、何らかの形で伝える。	1ヶ月後	

平成 年 月 日 利用者名 B 印 サービス管理責任者(意思決定支援責任者) D 印

69

(参考)Aさんの意思決定支援を反映した個別支援計画(意思決定支援計画)の作成例